

【運輸委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において、本委員会は3回開会され、付託された法律案は衆議院運輸委員会提出1件であり、成立した。

また、本委員会付託の請願5種類15件は、いずれも保留となった。

[法律案の審査]

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案は、既に任意の自動車共済を扱っている全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国自動車共済協同組合連合会といった消費生活協同組合及び事業協同組合が、保険会社及び農業協同組合と同様に自動車損害賠償責任共済の事業を行うことができるようにするものである。

委員会においては、法律改正の意義と消費者に与える影響、農協について10年間の経過措置を設けた理由などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

[国政調査等]

11月9日、平沼運輸大臣、政府委員等に対する質疑を行った。

阪神・淡路大震災により被災した交通施設の復興状況と今後の対応策、北方海域におけるロシアによる日本漁船拿捕問題、第7次空港整備5箇年計画と地方空港整備の在り方、第9次港湾整備5箇年計画と地方港湾の位置付け、中部新国際空港の建設問題、国際船舶制度の創設、航空機事故損害賠償問題における日本の国際機関への対応、整備新幹線の進捗状況、都市高速鉄道の整備の在り方、鉄道構造物の耐震補強安全対策、地震発生時における気象庁の防災情報、気象用語の改善、首都機能移転における交通アクセスの整備問題、国鉄清算事業団の抱える旧国鉄長期債務の状況、在日米軍による航空管制業務の日本への移管、大型バスの安全対策などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成7年10月5日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。

○平成7年11月9日（木）（第2回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 阪神・淡路大震災被災地の交通施設の復興等に関する件、地方空港の整備

の在り方に関する件、国際船舶制度に関する件、中部新国際空港の建設に関する件、整備新幹線の建設及び新幹線の安全対策に関する件、首都機能の移転における交通アクセスに関する件、航空機進入管制業務の米軍からの移管に関する件、大型バスの安全対策に関する件等について平沼運輸大臣、政府委員、建設省、自治省、大蔵省、運輸省当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君に対し質疑を行った。

○平成7年12月13日（木）（第3回）

- 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）
について提出者衆議院運輸委員長辻一彦君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院運輸委員長代理細田博之君、同高見裕一君、同赤松広隆君、平沼運輸大臣、政府委員、厚生省、中小企業庁、大蔵省及び農林水産省当局に対し質疑を行った後、可決した。
 （衆第22号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、参フ
 反対会派 なし
- 請願第6号外14件を審査した。
- 運輸事情等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

運 輸

（3）付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
22	自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案	運輸委員長 辻 一彦君 (7.12.12)	7.12.12	7.12.12	7.12.12 可 決	7.12.13 可 決	7.12.13 可 決			7.12.12 可 決

(4) 成立議案の要旨

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要 旨】

本法律案は、既に任意の自動車共済を扱っている全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国自動車共済協同組合連合会といった消費生活協同組合及び事業協同組合が、保険会社及び農業協同組合と同様に自動車損害賠償責任共済の事業を行うことができるようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車損害賠償保障法の一部改正

(1) 保険会社と組合を統一的に規定する。

自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）の共済責任を負う者は、農業協同組合（連合会）、消費生活協同組合（連合会）及び事業協同組合（連合会）で共済規程等につき所轄行政庁の認可等を受けたもの（以下「組合」という。）とする。

(2) 共済掛金率の基準（ノーロス・ノープロフィット原則）

責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない。

(3) 共同プール事務（純保険料等の4割部分の共同プール）

保険会社及び組合は、相互間で共同して、保険会社及び組合別に定まった割合に応じて、政府再保険 に出した残りの純保険料、保険金等の計算、配分及び徴収（以下「共同プール事務」という。）を行う。

(4) 保険会社及び組合の料率団体への報告義務

保険会社及び組合は、損害保険料率算出団体に対して、損害率その他保険料率又は共済掛金率の算出に関し必要な事項を報告しなければならない。

(5) 保険会社及び組合の政府再保険対象車種

政府は、原動機付自転車に係るもの以外の車種について、再保険をする。

(6) 組合の参入基準等

所轄行政庁は、責任共済の事業を行おうとする組合に対し、共済規程等の認可等を行う場合は、当該組合が責任共済の事業を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、責任共済の事業に係る収支の見込みが良好であること等を審査しなければならない。

(7) 準備金

保険会社又は組合は、責任保険又は責任共済の事業から生じた収支差額及び運用益については、その全額を準備金として積み立てるものとし、当

該積み立てた準備金は、責任保険又は責任共済の事業の収支の不足のてん補に充てる場合等を除き、これを取り崩すことができない。

2 消費生活協同組合法の一部改正

(1) 事業の利用

組合は、組合員以外の者に、厚生省令で定める正当な理由がある場合は、その事業を利用させることができる。

(2) 責任共済事業規約の必要的記載事項

責任共済及び責任共済の契約によって負う共済責任の再共済（以下「責任共済等」という。）に関する事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法、共済契約等に関して厚生省令で定める事項を定めなければならない。

3 中小企業等協同組合法の一部改正

(1) 共済規程の認可

事業協同組合及び協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）は、責任共済等の事業を行おうとするときは、共済規程を定め、所管行政庁の認可を受けなければならない。

(2) 余裕金運用の制限等

責任共済等の事業を行う事業協同組合等は、業務上の余裕金を一定の方法によるほか運用してはならない。また、責任共済等の事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 農業協同組合及び農業協同組合連合会に関する経過措置

農業協同組合及び農業協同組合連合会については、ノーロス・ノープロフィット原則、準備金及び共同プール事務の規定並びに軽自動車に係る政府保険の規定は、この法律の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、適用しない。